

平成八年四月二十三日提出
質問第一九号

血液製剤の供給に関する質問主意書

提出者 山本 拓

血液製剤の供給に関する質問主意書

- 一 薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量より把握される加熱第Ⅷ因子製剤の昭和六十一年の供給能力量を一月から十二月まで月別に示されたい。
 - 二 薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量より把握される加熱第Ⅸ因子製剤の販売当時から昭和六十一年十二月までの供給能力量を月別に示されたい。
 - 三 薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量より把握されるクリオ製剤の販売当時から昭和六十一年十二月までの供給能力量を月別に示されたい。
- 右質問する。